

阿倍野区役所保健福祉課臨時的任用職員（保健師） 募集要項

阿倍野区役所保健福祉課（保健活動）で勤務する臨時的任用職員（保健師）の任用選考試験を次のとおり行います。

1 募集人数

1 名

2 業務内容

市民からの保健・福祉に関する相談、各種健診業務や家庭訪問等の保健指導業務等

3 任用資格

次の（１）から（３）の要件を満たす者がこの試験を受けることができます。

- （１）保健師免許を有する者
- （２）日本国籍を有する者、または任用予定日までに法令により日本での永住が認められる見込みの者
- （３）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

- １．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

（注）延長の可能性があります。（最大：令和 8 年 3 月 31 日まで）

5 勤務条件等

（１）勤 務 日 月曜日から金曜日（休日を除く）

勤務時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分（休憩 45 分含む）

（２）休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

（３）勤務場所 大阪市阿倍野区文の里 1－1－40 阿倍野区役所保健福祉課（保健活動）

(4) 給料 (月額) 258,564 円

(注)地域手当を含みます。

(注)前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

(注)上記の他に各種手当(通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等)があります。

(注)上記月額は、募集時点のものです。給与改定等により採用時に変更されることがあります。

(5) 休暇等

有給休暇 10 日(任用期間が更新された場合は、その期間に応じた日数を追加付与します。)

その他、特別休暇あり

(6) 社会保険等

大阪市職員共済組合(短期組合員)、厚生年金(日本年金機構)

(7) 服務規律

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

6 選考方法

筆記(論文)試験・口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

日時: 令和7年8月15日(金曜日) 午前9時30分開始(9時20分集合)

場所: 大阪市阿倍野区文の里1-1-40

阿倍野区役所 2階会議室1, 2

(注)受験案内は送付いたしませんので、上記の日時・場所にお越しください。また、筆記試験終了後に口述試験を行います。

(注)合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります。

8 申込方法

次の書類を持参または郵送等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で申し込みください。

(注)簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

(注)提出書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通

- ・過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
- ・採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

- ・記載内容に虚偽が発生した場合は、合格を取り消します。
- ・申し立て書は本市所定の様式に限ります。

(3) 保健師免許証の写し 1 通

9 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア 申込み期間

本募集要項の掲載開始日から令和 7 年 8 月 13 日(水曜日)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ 申込書受付場所

〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40

阿倍野区役所保健福祉課(地域保健) 1 階 4 番窓口

(2) 郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

本募集要項の掲載開始日から令和 7 年 8 月 13 日(水曜日)まで(当日必着)

・「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

9-(1) イと同じ

10 結果の発表

合否は受験者本人あて書面で送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

11 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・合否に関する電話等での問い合わせには応じません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報(職員の採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します)は、職員の採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・合格後、受験資格がないこと又は申込み内容に虚偽が認められた場合は、合格を取り消すことがあります。

12 問合せ先

阿倍野区役所保健福祉課(地域保健)

【住所】〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40

【電話】06-6622-9882

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと